

2023年度 労働協約改訂回答！

本部は、9月22日労働協約改訂の回答を受けた。

◎勤務・賃金の一部改正について

1 社員の申出に基づく降格の実施

- (1) 職責の増大又は病気等の事由により等級の降格の申出があった者については、会社が認めた場合、希望する等級へ降格するものとする。なお、対象者はE級以上の者とし、C1級以下の等級への降格は希望できないものとする。
- (2) 降格後の仕事給は、降格前の仕事給の額から等級移動区分に対応する額を減じた額。
- (3) 降格を申し出た事由が消滅し、再度の昇格の申出があった者については、会社が認めた場合、降格前の等級に昇格するもの する。

(4) 2024年4月1日実施

2 配偶者の転勤等に帯同するための休暇の新設

- (1) 勤続1年以上の社員、又は嘱託再雇用社員に対し、配偶者の転勤等に帯同するための休暇（配偶者帯同休職）を新設する。なお、嘱託再雇用社員については、65才未満の者を対象とする。また、現在の居住地から転居先の距離が60キロ以上となる場合に限る。
- (2) 休職期間は、3年以内で会社が許可した期間とする。
- (3) 申込みについては、休職開始予定日の1箇月前までに行うものとする。

(4) 2023年10月1日から実施

3 時間単位の年次有給休暇の対象者の拡大 2023年10月1日から実施

4 フレックスタイム制の一部見直し 2023年10月1日から実施

5 育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度の見直し

- (1) 退職した社員について、退職した事由及び勤務年数にかかわらず、選考のうえ、社員として採用するもとする。ただし、応募時点で60才未満が対象。
- (2) 社員の募集及び選考については、入社時期に合わせて実施。なお、入社時期は原則として4月及び10月。
- (3) 採用にあたっての労働条件等については、退職時の等級、退職後の職歴及びスキルを考慮し、その都度決定する。

(4) 2023年10月1日から実施

6 賃貸住宅解約援助金の新設 2023年10月1日から実施

7 社宅等の入居対象者の拡大（地域社員） 2024年4月1日から実施

8 住宅援助金の給付対象者の拡大

- (1) 住宅援助金の給付について、嘱託再雇用社員を対象者に含める。

(2) 2024年4月1日実施

9 被服の貸与基準の見直し

- (1) ネクタイの貸与数量を2本とする。

(2) 2024年1月1日から実施

ユニオン要求一部勝ち取る！！